

2月16日
～
3月15日
(土・日曜日を除く)

住民税・所得税の 申告期間です



市民税・県民税(住民税)と所得税の申告受付を、2月16日(金)から3月15日(木)まで行います。申告が必要な方は、1年間(平成29年1月1日～12月31日)の所得状況について、必ず期限内に申告を行いましょ。

◎住民税申告について

平成30年1月1日現在、鹿嶋市に住民登録のある方は、原則として住民税申告が必要です。

この申告は、平成30年度の住民税の課税資料となるほか、国民健康保険税、介護保険料などの算定や、児童手当、マル福(医療福祉費)などの給付の基礎資料にもなる重要なものです。

所得税申告(確定申告)が必要ない方

※住民税申告は必要です。

○公的年金等受給者

公的年金等(国内源泉徴収対象)の収入金額が400万円以下で、公的年金所得以外の所得が20万円以下である方は、所得税の確定申告は必要ありません。

なお、所得税の還付や確定申告の提出が要件となっている控除の適用を受ける場合は、確定申告が必要です。

○非課税所得のみの方や収入のない方

障害年金、遺族年金などの非課税所得のみを受給している方や平成29年中に収入がない方は、申告義務はありません。

ただし、課税(所得証明書の発行または国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の軽減措置や児童手当、マル福などの給付など、行政サービスを利用する場合は、住民税申告が必要です。

住民税申告が必要ない方

① 税務署に所得税の確定申告書を提出する方

② 平成30年1月1日現在、給与

の支払いを受けている方で、一つの勤務先から鹿嶋市へ給与支払報告書の提出があり、前年中に給与所得以外の所得がなかった方(不明な場合は勤務先にご確認ください)

③ 平成30年1月1日現在、公的年金等の支払いを受けている方で、日本年金機構など年金保険者から鹿嶋市へ公的年金等支払報告書の提出があり、前年中に公的年金等所得以外の所得がなかった方

④ 同一世帯の方の申告書・給与支払報告書などに配偶者または扶養親族として記載されている方で、合計所得金額が28万円以下の方

※②③に該当し、かつ所得税の確定申告書を提出しない方が、住民税で医療費控除など

申告会場と日程・対象地区

日程	対象地区
2月	16日(金) 港ヶ丘、旭ヶ丘、根三田
	19日(月) 大小志崎、志崎、神野
	20日(火) 平井(平井丘を除く)、平井南
	21日(水) 青塚、棚木
	22日(木) 豊津地区、中
	23日(金) 荒井、武井釜
	26日(月) 豊郷地区、和
	27日(火) 角折、奈良毛
	28日(水) 波野地区(宮津台を除く)、荒野
3月	1日(木) 津賀、小山
	2日(金) 武井
	5日(月) 宮津台、宮中(宮中団地)、鉢形、鉢形台
	6日(火) 浜津賀、林
	7日(水) 高松地区
	8日(木) 宮中(宮中団地、三笠山、東山を除く)、城山、宮下、緑ヶ丘、厨

日程	対象地区
3月	9日(金) 平井(平井丘)、高天原
	12日(月) 宮中(三笠山、東山)
	13日(火)
	14日(水) 市内全域
	15日(木)

[申告会場] 市役所3階会議室304

[受付時間] 9:00～11:00、13:00～16:00

○いずれも午前中は大変混み合う傾向にあります。都合のつく方は、午後の時間帯もご利用ください。
○指定日以外でも申告はできますが、混雑緩和のため、できるだけ指定日にお越しください。

※期間中は市役所駐車場の混雑が予想されます。乗り合わせでの来庁にご協力ください。

の所得控除や純損失、雑損失の繰越控除または寄附金税額控除を受ける場合は、住民税申告が必要です。

申告に必要なもの

- ① 送付された申告書(または「確定申告のお知らせ」はがき) ※送付されない場合は、申告書は申告会場にもあります。
- ② 印鑑(朱肉を使うもの)
- ③ マイナンバーおよび身元を確認できる書類

- ◇ マイナンバー確認書類
- ◇ マイナンバーカード、通知カードなど
- ◇ 身元を確認できる書類

- ◇ マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、年金手帳、公的医療保険の被保険者証、源泉徴収票など
- ④ 収入を証明するもの

- ◇ 給与・公的年金等収入のある方は、源泉徴収票
- ◇ 営業等・農業・不動産収入のある方は、収支内訳書

- ◇ その他の収入のある方は、それぞれ収入や経費が明らかになる書類

- ⑤ 所得控除を計算するために必要な書類

- ◇ 生命保険料、地震保険料、国民年金保険料などの控除証明書
- ◇ 障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳など
- ◇ 医療費控除またはセルフメディケーション税



- ◇ 医療費控除またはセルフメディケーション税制を受ける方は、明細書、領収書(補てんされている場合はその金額がわかる書類)

- ※ 明細書は事前に作成してください(医療費明細書Ⅱ医療を受けた方ごとに集計、セルフメディケーション税制Ⅱ支払先ごとに集計)。
- ※ 所得税の確定申告書を提出し、税が還付になる方で、税務署へ口座登録をしていない方は、本人名義の口座が分かるものが必要になります。

申告する際の注意点

- 収支内訳書や医療費およびセルフメディケーション税制の明細書は、事前に作成の上、来庁してください。
- ※ 作成していない場合は、受付の順番どおりにならないことがあります。

- 申告会場入口の前にある「受付番号・申告相談票」を取り、申告内容を記入してから、順番にお待ちください。

- ※ 収支内訳書や医療費の明細書などの書類は、市役所税務課または大野出張所にあります。

潮来税務署で申告するもの

- 青色申告、土地・建物・株式・先物取引などの譲渡所得(分離課税)、住宅借入金等特別控除(連帯債務で債務割合の不明な方や金融機関などから借入金がない方)、消費税、贈与税などは、潮来税務署で申告してください。

大野出張所は完成した申告書の受け付けのみ可能です

- 作成が済んでいる申告書は、左記の期間に限り大野出張所でも受け付けます。

- 【提出期間】2月16日(金)～3月9日(金) 8時30分～17時15分 ※土・日曜日を除く。

住民税の主な改正点、セルフメディケーション税制の創設

- 健康増進および疾病の予防として、一定の取り組みを行っ

ている方が、平成29年1月1日から本人や本人と生計を一にする親族に係る「特定一般用医薬品等購入費」を1年間に1万2000円を超えて支払った場合には、それを超える額(控除限度額8万8000円)を所得控除できる特例が創設されました。

※ この特例を受ける場合は、併用して医療費控除を受けることはできません。

所得税についてⅡ潮来税務署 ☎ 66-6931

住民税についてⅡ市税務課

国民健康保険税の申告参考資料について

☎ 国保年金課

平成29年中に国民健康保険税を納付した方に対し、年間の納付額を記載した参考資料を1月25日に発送しました。平成29年分の所得税確定申告または住民税の所得申告にご使用ください。

なお、特別徴収(年金天引き)された納付額は含まれていませんのでご注意ください。

※ 特別徴収された納付額は、日本年金機構から郵送されている公的年金等源泉徴収票に記載されています。



子宝手当を受給した方は所得の申告が必要です

☎ 少子化対策室

市の単独事業である子宝手当は、税制上の雑所得となるため、確定申告または住民税申告が必要です。

申告に必要な「鹿嶋市子宝手当支給額証明書」を、1月26日に平成29年中の子宝手当受給者へ発送しましたので、同封の通知を確認し、必ず所得の申告をお願いします。